

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費



【令和8年度要求額 612百万円（613百万円）】

化審法の厳格な施行により、化学物質のリスク管理を推進し、環境リスクの低減を図ります。

1. 事業目的

- ① 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき、化学物質の製造・輸入・使用について必要な規制、リスク評価等を確実・適切に実施する。
- ② 今後の化学物質管理の在り方等について、国際発信・国際整合を図りつつ検討し、取組を強化することで、化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの低減を目指す。

2. 事業内容

【審査・評価・管理業務】

- ・化審法に基づく新規化学物質の生態毒性等に係る審査の実施
- ・化審法に基づく化学物質のリスク評価等の実施、技術的な課題の検討・改善等
- ・環境影響の懸念が高い化学物質の調査等、規制要否の検討に必要な情報収集
- ・国際的に信頼性あるGLP（優良試験所基準）適合試験施設・円滑な運用を確保

【化学物質情報業務】

- ・化学物質に関する情報をウェブ上で情報発信する情報基盤システムを活用し、一般に広く利用されるよう円滑に運用

【ライフサイクル全体を通じた環境リスク低減、化学物質対策の国際連携の推進】

- ・化学物質のライフサイクル全体の管理制度の在り方、ESG金融、国際的な評価手法、今後の総PFAS対策等の検討
- ・OECD、日中韓等における化学物質の技術的事項に係る国際連携の推進

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/委託事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体/研究機関等
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ

新規化学物質の審査	既存化学物質等のリスク評価
化学物質審査等事務 ・新規化学物質の生態毒性等に係る審査の実施 ・既存化学物質等のスクリーニング評価の実施	
GLP(優良試験所基準)指導対策業務 ・公定法で毒性試験を実施できる優良試験施設及びその円滑な運用を確保	化学物質リスク評価等事業 ・優先評価化学物質のリスク評価（年間10物質程度）等 ・環境影響高懸念物質の調査 等

＜化審法の円滑な運用＞

特例制度の運用

毒性が強い化学物質の管理の強化

化学物質情報データベースの運用

代替試験法や生態毒性簡易推計手法の開発

ライフサイクル全体
を通じた環境リスク
低減

化学物質対策の
国際連携の推進

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室 電話：03-5521-8253